

令和5・6年度入札参加資格審査申請書提出の手引き

建設工事
(単独受付)

令和4年9月

さくら市総合政策部財政課

令和5・6年度において、**共同受付ではない申請方法**でさくら市が発注する競争入札に参加を希望する方は、次の事項を確認のうえ、必要書類を提出してください。

本手引きは共同受付の申請の手引きではありません。申請の際にはご注意ください。

※名簿作成の都合上、受付番号については共同受付分の次に、本手引きを用いた受付の順となります。ご了承ください。

1. 入札参加資格審査申請の対象者

次のいずれかに該当する者については、入札に参加する資格はありません。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けていない者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者
- エ 経営事項審査を受けていない者又は受けている者で許可行政庁から総合評定値（P）の通知を受けていない者
- オ 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者
※個人事業主等であって社会保険の適用除外となる場合は除く
- カ 法人の申請者にあつては法人税、消費税又は市税、個人の申請者にあつては申告所得税、消費税又は市税に未納がある者
- キ 新型コロナウイルス感染症の影響等により提出書類について緩和措置を設けています。上記に該当する者であっても各提出書類の注意事項等を確認し、緩和措置に該当する書類をもって申請が可能な者については入札に参加する資格がありとします。

2. 資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

3. 申請手続き

(1) 受付方法等

- ① 受付方法 持参または郵送

(令和4年11月30日17時15分必着)

※消印が期日内であっても財政課に届いていない場合は無効となります。

- ② 提出先 〒329-1392

(送付先) 栃木県さくら市氏家2771番地

さくら市役所 財政課 財産管理係 あて

TEL 028(681)1122 FAX 028(681)2446

- ③ 受付期間 令和4年10月3日(月)から11月30日(水)まで
8:30~12:00 13:00~17:15
(土・日・祝日は除く)

※上記以外の期間の受付は行いませんのでご注意ください。

- ④ 結果通知 令和5年3月中に文書の郵送をもって結果を通知いたします。

(2)提出書類 (A4サイズ)

「さくら市建設工事入札参加資格審査申請書類一覧表 (受付審査表)」
(別表1) のとおり

(3)申請手続きにおける注意事項

- ① 申請書郵送の場合は、申請封筒には『さくら市建設工事入札参加資格審査申請書在中』と明記(朱書き)し、トラブルを避けるため書留または簡易書留郵便を利用ください。
- ② 申請書は日本語で作成してください。
- ③ 証明書等は、申請書提出時における最新のもの(証明書は写し可。ただし、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)を提出してください。
- ④ 提出書類に不備があった場合には再提出していただきます。

4. 申請書の記載要領および添付書類

(1)入札参加資格審査申請書(建設工事)(様式第1号)

- ① 「令和 年 月 日」の欄には、「書類提出年月日」(郵送の場合には書類発送年月日)を記入してください。
- ② 「郵便番号」の欄には、本店所在地の郵便番号を記入してください。
- ③ 「住所」の欄には、本店所在地を左詰めで都道府県名から記入してください。
- ④ 「フリガナ」の欄は、カタカナで記入してください。(以下「フリガナ」の欄は、同様に記入)
- ⑤ 「商号又は名称」の欄の法人の種類を表す文字については、(株)、有)等、次の略号を用いて記入してください。

| 種 類 | 略 号 | 種 類 | 略 号 | 種 類 | 略 号 |
|------|------|--------|-----|---------|------|
| 株式会社 | (株) | 企業組合 | (企) | 財団法人 | (財) |
| 有限会社 | (有) | 税理士法人 | (税) | 一般財団法人 | (一財) |
| 合資会社 | (資) | 行政書士法人 | (行) | 公益財団法人 | (公財) |
| 合同会社 | (同) | 医療法人 | (医) | 社団法人 | (社) |
| 合名会社 | (名) | 医療法人社団 | | 一般社団法人 | (一社) |
| 協同組合 | (協組) | 医療法人財団 | | 公益社団法人 | (公社) |
| 協業組合 | (業) | 社会福祉法人 | (福) | 特定非営利法人 | (特非) |

また、「フリガナ」においては、法人の種類を表す文字については記入せず、会社名等のフリガナのみ記入してください。

⑥ 「代表者氏名」については、(役職)の欄に代表者の役職名を記入し、(氏名)の欄については、姓と名前の間は1文字空けてください。

⑦ 「電話番号」及び「FAX番号」は本店のものを記入してください。

⑧ 「ISO9001又は14001の取得の有無」の欄については、**市内業者の方のみ記入してください。**

申請日現在有効なもので、次の要件を満たしたものを取得している場合は「1」を、取得していない場合は「2」を記入してください。

ア 対象業務 建設工事

イ (財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと国際相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものであること。

⑨ 「市内営業所等の有無」の欄については、市外業者の方で、申請日現在、さくら市に納税義務を有する市内営業所等を有している場合は「1」を、有していない場合は「2」を記入してください。

※市内業者の方は何も記入しないでください。

⑩ 「建設業労働災害防止協会への加入の有無」の欄については、**市内業者の方のみ記入してください。**

加入している場合は「1」を、加入していない場合には「2」を記入してください。

⑪ 「受任者の有無」の欄には、市外業者の方で、さくら市発注建設工事の入札及び契約締結等についての権限を委任する者を年間通じて置く場合には「1」を、置かない場合には「2」を記入してください。

※市内業者の方は、何も記入しないでください。

※受任者を置く営業所は建設業の許可を受けている必要があります。

- ⑫ 「入札参加を希望する建設工事の種別」の欄には、建設業の許可が「一般」の場合は「1」を、「特定」の場合は「2」を希望する工事の種別ごとに記入してください。（経営事項審査を受けていない業種は、希望することができません。また入札、契約締結等についての権限を委任する場合には、受任営業所で有している許可業種以外の業種については、業者として許可を有していても希望することはできませんのでご注意ください。）
- ⑬ 申請事項に不明な点等があった場合、問い合わせをしますので、申請者の担当者氏名、連絡先の電話番号を必ず記入してください。

(2)受任者一覧表（様式第2号）（市外業者で受任者を置く場合のみ）

- ①「フリガナ」、「商号又は名称」、「営業所の所在地」については、（1）の記載要領に準じて記入してください。

(3)経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書による記入事項(様式第3号)

今回提出する通知書の内容の必要事項を記入してください。

- ① 「商号又は名称」の欄は商号又は名称を記入してください。
- ② 「許可」の欄には許可番号を記入してください。
- ③ 「審査基準日」の欄には審査基準日を記入してください。
- ④ 「許可区分」の欄には建設工事の種類ごとの許可区分を記入してください。
- ⑤ 「総合評定値（P）」の欄には建設工事の種類ごとの総合評定値（P）の数字を記入してください。

(4)経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

審査基準日が手引き発行日の前年8月1日以降の経営事項審査を受審し、総合評定値（P）の通知を受けていること。

「注意」

※経営事項審査の受審月が9月～12月になる事業者の場合は、申請日時点では総合評定値の通知を受けていませんが、入札参加資格審査の申請が可能です。

ただし、総合評定値の通知を受け次第速やかにさくら市財政課まで写し等の提出をお願いします。この場合には受審月が上記に該当するとの通知（自由様式）を添えて申請書を受付期間中に提出してください。

(5)委任状および営業所一覧表（市外業者で受任者を置く場合）

① 委任状の様式は任意としますが、次の点に注意してください。

ア 代表者の住所、役職、氏名、を明記し、押印（代表者印）をしてください。

イ 委任事項、委任期間を明記してください。

ウ 受任者の住所、役職、氏名を明記し、押印（受任者の印）をしてください。

エ 写しは不可とします。

※参考様式を掲載していますので、活用ください。

② 直近の建設業許可申請の際に添付した建設業法施行規則様式の別紙2（営業所一覧表）等、該当の営業所の許可業種が記載されているもので許可行政庁の受付印等の押されたものの写しを添付してください。

(6)市内営業所等のカラー写真（市外業者で、市内の支店・営業所に受任者を置く場合のみ）

当該営業所等のカラー写真で申請日前3ヶ月以内に撮影したものを印刷して提出してください。

ア 建物の全景：看板、表札等を確認できるもの。

イ 営業所の入口：表札が確認できるもの。営業所がビル内に所在する場合は、上記アの他、営業所の案内板を写しもの。

ウ 営業所の内部：主な執務室の状況が確認できる程度のもの。

エ 建設業の許可票：公衆の見やすい場所に掲示されているもの。

(7)「納税証明書」について

次の納税証明書を添付してください。

ア さくら市税務課で発行する全税目の完納証明書（ただし、さくら市に納税義務（特別徴収・固定資産税等）を有する者に限る。）

イ 法人は、税務署で発行する法人税及び消費税の未納が無いことを示す納税証明書

（様式：その3又はその3の3）

ウ 個人は、税務署で発行する申告所得税及び消費税の未納がないことを示す納税証明書

（様式：その3又はその3の2）

※写し可。ただし申請日前3ヶ月以内に発行されたもの

※(7)「納税証明書」について、新型コロナウイルス感染症等の影響により、提出書類の条件内容が緩和措置がされている場合があります。詳細については、さくら市通達「新型コロナウイルス感染症等の影響による入札参加資格申請に伴う提出書類の取扱いについて」をご覧ください。この場合については申請日前3ヶ月を超えて発行されたものも有効とします。

(8)国際標準化機構が定めた規格ISO9001又はISO14001の登録証及び付属書の写し(市内業者で取得している場合)

(9)建設業労働災害防止協会加入証明書(市内業者で加入している場合)

※写し可。ただし申請日前3ヶ月以内に発行されたもの

(10)障がい者の雇用状況に関する書類(市内業者で障がい者を雇用している場合)

◇申請日前3ヶ月以上雇用していること

- ・障がい者雇用の義務があり、雇用義務を達成している場合は「障がい者雇用状況報告書」の写し
- ・障がい者雇用の義務はないが、障がい者を雇用している場合は、「障がい者を雇用していることを証明できる書類」の写し

(11)さくら市消防団協力事業所の登録証の写し(市内業者で取得している場合)

◇令和4年8月26日より前に加入していること

(12)管轄保護観察所が発行する証明書の写し(市内業者で対象の場合)

①協力雇用主登録証明書又は、②保護観察対象者等雇用に関する証明書

- ・管轄保護観察所に協力雇用主登録をしているが、保護観察対象者等の雇用実績のない場合は、①協力雇用主登録証明書の写し、
- ・保護観察対象者等の雇用実績がある場合は、②保護観察対象者等雇用に関する証明書の写しを提出してください。

(13)専任技術者証明書

建設業許可申請の際に添付した専任技術者証明書の写しを添付してください。

(14)技術職員名簿

経営事項審査の申請時に提出した技術職員名簿の写しを添付してください。

(15) 社会保険加入確認書類

社会保険の加入の確認は「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」により行います。

同通知書の雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入の有無の欄のいずれかが「無」になっている方で、同通知書発行後に社会保険に加入し、保険料を収めている場合は、次の書類により確認します。

① 雇用保険の確認書類（次のうちいずれか一つ）

- ア 事業所別被保険者台帳照会（写し）
- イ 概算保険料又は確定保険料の納付を証する書類（写し）

② 健康保険の確認書類（次のうちいずれか一つ）

- ア 保険料の納入に係る領収書（写し）
- イ 保険料の納入証明書（写し）
- ウ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写し）
- エ 全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、「加入証明書」及び「健康保険被保険者の適用除外の承認を受けていることを証明する書類」（写し）

③ 厚生年金保険の確認（次のうちいずれか一つ）

- ア 保険料の納入に係る領収書（写し）
- イ 保険料の納入証明書（写し）
- ウ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写し）

※「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入の有無の欄が全て「有」の方は不要です。

以上の申請書類は（１）～（１５）までを番号順にホチキス止めまたは綴り紐にて綴じて提出してください。

「さくら市建設工事入札参加資格審査申請書類一覧表（受付審査表）」

（別表１）の提出者チェック欄にチェックのうえ、申請書類に同封してください。

(16) 審査結果通知返信用の封筒

入札参加資格審査結果を郵送するので、郵便番号、住所、業者名及び担当者名を記入して、８４円切手を貼った封筒（定形封筒）を同封してください。

また、パソコン等により作成した申請書を、下記のメールアドレス宛てに添付ファイルにて必ず提出してください。申請書は、Excelで添付してください。(PDF不可)

メールの件名は申請者の「商号又は名称」としてください。

入札参加資格申請専用メールアドレス

エス・イー・エヌ・ケイ・イー・エス・エイチ・アイ・ケイ・エイ・ケイ・ユー・アット・マーク・シー・アイ・ティー・ワイドット・ティー・オー・シー・エイチ・アイ・ジ・アイ・ハイフン・エス・イー・ケイ・ユー・アール・エードット・エル・ジードット・ジェイ・ピー

sankashikaku@city.tochigi-sakura.lg.jp

5. 申請書提出後の注意事項

(1) 新しい審査基準日の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」が交付された場合はその写しをさくら市財政課財産管理係に提出(郵送・FAX可)してください。なお、有効期限が過ぎると建設業法の規定により入札や契約ができません。

(2) 申請書提出後、申請内容に変更が生じた場合は変更届をさくら市財政課財産管理係に提出(郵送可)してください。なお、変更届には審査結果通知に記載されている受付番号を明記してください。

(3) 申請書内容に虚偽が含まれる事実が明らかとなった場合や営業実態が無い等の建設業法違反が明らかとなった場合等は入札参加資格を取り消しまたは指名停止等の措置を取ることがあります。また、それらの調査を行うこともありますのでその際はご協力願います。